

市民に「伝わる」鳴門の魅力発信プロジェクト業務委託仕様書

1. 業務名

市民に「伝わる」鳴門の魅力発信プロジェクト業務

2. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 履行場所

鳴門市が指定する場所

4. 背景・目的

デジタル庁が全国の自治体で活用を推進している、市民の「暮らしやすさ」を示す客観指標と市民の「幸福感」を示す主観指標を全国共通の指標で数値化・可視化した地域幸福度（Well-Being）指標において、本市では、「子育て」や「教育」、「遊び・娯楽」、「自己効力感（自分のことを好ましく感じるか）」などの項目で、客観指標の数値に対して主観指標の数値が低くなっている。

また、市民アンケートでは、約8割の方がLINEを利用するなどSNSの利用が広がっている一方、市政情報の主な入手手段として市公式LINEを利用している方は約2割、市公式ウェブサイトも約2割にとどまっており、市民の情報収集の実態に応じた発信のあり方を一層工夫していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、市の魅力や施策の有効性、楽しさなどを市民に分かりやすく伝え、共感していただくため、情報発信のさらなる強化が必要である。

そこで、情報発信に関するプロ人材のノウハウを庁内に蓄積し、継続的に効果的な情報発信ができる基盤整備を通じて、市役所の情報発信を「伝える」から「伝わる」へと転換するとともに、市民の方々にも鳴門の魅力を再認識いただき、自ら情報発信に関わっていただける企画を実施することで、行政と市民がともに鳴門のプロモーションに携わる仕組みづくりを進める。

こうした「伝わる」「広がる」情報発信を通じて、市民の皆さんに鳴門の魅力や価値を実感していただき、まちへの愛着や誇り、いわゆる「シビックプライド」を育むことにつなげていく。

5. 業務内容

本業務の概要は以下のとおりとする。

(1) 業務全体に係る伴走支援

- ・受託者は、以下（2）から（6）までに定める各業務を確実に遂行するため、本市の業務スケジュールや進捗状況を踏まえ、必要な時期に必要な支援が行えるよう、訪問またはオンラインにより、迅速かつ柔軟な伴走支援を行うこと。

- ・本市では、伴走支援の実施規模として、月 70 時間程度を想定している。なお、この時間数は業務量を示す目安であり、仕様書に定める各業務の履行を前提として、実際の対応時間や頻度は問わないものとする。
- ・スポット的なアドバイスではなく、企画・検討・仕組み作り・発信・改善といった面的な伴走支援を行うこととする。

(2) 「伝わる」情報発信のための仕組みづくり

- ・SNS などの広報媒体や発信内容について、利用者層の属性や特徴、それぞれの媒体の特性等を踏まえて現状分析を行い、「誰に・何を・どう伝えるか」という観点から、媒体ごとの役割や対象、組み合わせ等を整理すること。
- ・情報の信頼性や見てもらいやすさ、伝わりやすさを高めるため、発信内容やタイミング、プレスリリースの方法等について、具体的な運用改善や仕組みづくりを行うこと。

(3) 「伝わる」情報発信のための実践・定着

- ・行政情報に求められる正確性、公平性等を確保した上で、単に事実を告知するだけでなく、市民生活にどのような影響や価値があるのか、またどのような発信をすれば共感を得られるのかという視点や、既存の地域資源、制度、取組等を鳴門らしい魅力や価値として捉え直す視点を取り入れ、本市の各種情報発信媒体において実践すること。
- ・こうした実践を通じて、発信する情報の目的や対象、効果的な伝え方のノウハウや知見を庁内に整理・定着させるとともに、広告等を活用する際にも、目的や対象、発信内容を明確にした上で、効果的に活用できる基盤を構築すること。

(4) 「広がる」市民参加型プロモーションの企画・試行

- ・市民や学生、事業者等との共創により、鳴門の魅力を知り、共感し、自ら発信・参加したくなる取組を企画・試行すること。
- ・行政からの一方向の発信にとどまらず、市民等の参加を通じて魅力が広がる仕組みづくりを進め、市民等が「市のPRや情報発信に参加している」「まちのことを自分ごととして考えている」と感じられるような情報発信を実践すること。

(5) 効果検証および次年度ロードマップ作成

- ・今年度実施した情報発信や市民参加型の取組について、情報の到達、理解、関心・反応、行動、参加・広がり等の観点から効果を検証するとともに、現状値や発信実績を踏まえ、適切な成果指標（KPI）や目標値を設定すること。
- ・どのような発信内容、媒体、見せ方等が効果的であったか、どの部分に改善余地があったかを分析するとともに、職員が自ら対象設定、媒体選択、企画・編集、発信、検証、改善まで行える状態にどの程度近づいたかなど、ノウハウの定着状況について

でも検証すること。

- ・これらの検証結果を踏まえ、次年度以降に継続・改善すべき取組や、情報発信体制のあり方等を整理し、ロードマップを作成すること。

(6) その他提案による事業等の実施

6. 業務実施体制

受託者は、本業務を円滑に実施するため、必要な専門性を有する人材を配置するとともに、各配置人材の役割を明確にすること。

また、本業務を指揮する業務実施責任者を配置し、委託契約締結後速やかに、業務実施責任者及び主な配置人材の氏名、役割等を鳴門市に報告すること。

7. 成果物の提出

受託者は、次の成果物について、それぞれ定められた期限までに提出すること。

(1) 業務計画書

委託契約後、すみやかに作成し提出すること。

(2) 実績報告書

令和9年3月31日までに、実績を含む本業務全体の報告書を電子データにて提出すること。

8. 納品場所及び担当部局

鳴門市 未来戦略局 未来デザイン総室

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170 番地

TEL: 088-684-1275

E-mail: mirai_design@city.naruto.i-tokushima.jp

9. 業務履行における留意点

- (1) 実現可能なスケジュールを立案の上、適切な進捗管理を行い、業務を確実に執行すること。

- (2) 業務の遂行にあたっては、鳴門市と調整の上で実施すること。

- (3) 業務履行に際して必要な取材費、記事掲載費、旅費、施設入場料等(市職員分を含む)は全て当初の契約金額に含むものとする。

- (4) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

- (5) 本委託に関するデータ類は、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。本契約終了後も同様の取扱いとする。また、委託業務の過程で知り得た情報等については、保存媒体の管理など、秘密保持に万全の措置を講じ、資料の処分などについては委託者と協議の上行うこと。

- (6) 本業務の一環として発生した個人情報の取得に際して、受託者は別添「個人情報取

扱特記事項」により個人情報の保護を図ること。

10. 知的財産権の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条(複製権)、第 23 条(公衆送信権等)、第 26 条の 2(譲渡権)、第 26 条の 3(貸与権)、第 27 条(翻訳権、翻案権等)、及び第 28 条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに鳴門市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本契約を履行するに当たり、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係わる一切の手続を行うこと。
- (4) 成果物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理すること。

11. 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (3) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

12. その他

本仕様書に定めのない事項または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」とう。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約による業務の処理に当たっては、本契約に定めるもののほか、法その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（個人情報に関する秘密の保持）

第2条 乙は、本契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（個人情報の保有及び取得）

第3条 乙は、本契約による業務を処理するために個人情報を保有するに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。この場合において、乙は、特定された目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

2 乙は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4条 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報を甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（再委託の禁止）

第5条 乙は、甲が承諾したときを除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）への委託を含む。以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、甲の承諾を得て個人情報の処理を再委託するときは、再委託の相手方に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（複写又は複製の禁止）

第6条 乙は、甲が承諾したときを除き、本契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第7条 乙は、本契約による業務の処理に当たり、個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する管理責任者を選任するとともに、業務従事者の管理体制及び実施体制を整備しなければならない。

3 乙は、個人情報を保管し、及び取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 乙は、本契約による業務の処理を開始する前に、前3項に規定する管理責任体制、作業場所の特定、安全対策その他の安全管理措置について、書面により甲に届け出なければならない。

5 乙は、前項の届出事項を変更しようとするときは、その変更前に書面により甲に届け出なければならない。

6 乙は、甲から個人情報の引き渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。

7 乙は、甲が承諾したときを除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

8 乙は、甲の承諾を得て個人情報を持ち出すときは、その運搬の方法を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬の方法を変更するときも同様とする。

9 乙は、本契約による業務を処理するために保有する個人情報の管理台帳を整備し、個人情報の引き渡し、取得、作成、保管、利用、複写又は複製、持ち出し、廃棄等の取扱いの状況並びに当該取扱いに係る年月日及び担当者を記録しなければならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報は、本契約の終了後甲の指示に従い、直ちに甲に返還し、又は廃棄し、若しくは消去しなければならない。

2 前項の個人情報の廃棄又は消去に当たっては、それぞれ次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 廃棄 個人情報が印字された記録媒体を細断し、又は焼却すること。

(2) 消去 個人情報が保管された記録媒体を物理的に破壊し、又はデータ消去用のソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないようにすること。

3 乙は、第1項の個人情報の廃棄又は消去を行ったときは、その確証を甲に提出しなければならない。

(従事者への研修等)

第9条 乙は、業務従事者に対し、法その他関係法令の規定、本契約により乙が負う義務その他本契約による業務の適切な履行に必要な事項について、研修を実施しなければならない。

2 乙は、本契約による業務の処理を派遣労働者によって行わせるときは、労働者派遣契約書に秘密保持義務等の個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

（報告及び検査）

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について定期又は随時に報告を求め、又は乙の作業場所（再委託が行われている場合においては、再委託の相手方の作業場所を含む。）において検査することができる。

2 前項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の事情により過分の費用を要した分については、甲が負担する。

（漏えい等発生時の対応）

第11条 乙は、本契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の事態が生じたときは、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

4 第1項の事態が生じたときであって、甲が法第68条の規定による個人情報保護委員会への報告若しくは個人情報の本人に対する通知を行い、又は第三者から訴訟上若しくは訴訟外において甲に対する損害賠償請求等の申立がなされたときは、乙は、甲の要請に従い、連帯してその対応に当たるものとする。

（契約の解除）

第12条 甲は、乙が次の各号いずれかに該当するときは、乙に対し何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。この場合において、乙は、契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を甲に請求できない。

(1) 本契約による業務を処理するために乙が保有する個人情報について、乙の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 本個人情報取扱特記事項又は甲が定める鳴門市情報セキュリティポリシーに違反し、当該違反に関する甲からの書面による催告後30日以内にこれを是正しないとき。

（損害賠償）

第13条 乙は、前条第1号に該当し、又は本個人情報取扱特記事項若しくは甲が定める鳴門市情報セキュリティポリシーに違反し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託の相手方又は派遣労働者の責めに帰すべき理由により甲

又は第三者に損害を与えたときも同様とする。